

○三芳町スポーツ大会等出場選手奨励金交付要綱

平成31年三芳町告示第58号

改正 令和3年三芳町告示第36号

改正 令和4年三芳町告示第311号

改正 令和5年三芳町告示第211号

(目的)

第1条 この要綱は、国際大会、全国的な規模で行われる各種体育・スポーツ大会に出場する個人種目の選手又は体育・スポーツ団体に所属する団体種目の選手（以下「選手等」という。）に奨励金を交付し、町民の体育スポーツの普及奨励と技術の向上を図ることを目的とする。

(対象とする大会)

第2条 奨励金の交付の対象となる大会は、文部科学省、スポーツ庁、日本スポーツ協会（加盟中央競技団体を含む。）又は日本レクリエーション協会が主催、共催又は後援する次に掲げる大会とする。

- (1) 全国大会
- (2) 国際大会

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる選手等は、日本、関東又は埼玉県予選を通過し、前条に規定する大会に参加する選手で次の各号のいずれかに該当する選手とする。

- (1) 町内に住所を有している者
- (2) 町内在勤者及び在学者
- (3) その他町長が認めた者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- (1) 奨励金の交付申請日から1年以内に一度奨励金を受けている者
- (2) 三芳町立小・中学校児童・生徒の代表派遣に係る旅費等補助金交付要綱（平成4年三芳町教委要綱第5号）による補助対象者
- (3) 三芳町芸術文化コンクール等出場奨励金交付要綱（令和4年三芳町告示第183号）による交付決定者が同一の大会等を重複して申請する者
- (4) プロ契約をしている者
- (5) 実業団に所属し、若しくは企業等のスポンサー契約を締結している者、又はプロの下部組織に所属している者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定める額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする選手は、三芳町スポーツ大会等出場選手奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会及び国際大会の開催要項
- (2) 選手等の名称及び住所を記載した書類
- (3) 予選会の成績又は選考会を経たことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認めたもの

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、奨励金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付すべきものと認めるときは、奨励金の交付を決定する。

2 町長は、奨励金の交付を決定したときは、三芳町スポーツ大会等出場選手奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、奨励金の交付決定を受けた選手等に交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 奨励金の交付決定を受けた選手等は、第2条に規定する大会の終了後30日以内に三芳町スポーツ大会等出場選手奨励金交付に係る実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けた選手等に不正な行為があったと認められる場合は、奨励金を取り消し、又はすでに交付した奨励金の返還を命ずることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第36号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第311号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第211号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	項目		金額
全国大会	県内 開催	個人	選手1人につき5,000円とする。
		団体	人数に5,000円を乗じた額とし、上限を15,000円とする。
	県外 開催	個人	選手1人につき10,000円とする。
		団体	人数に10,000円を乗じた額とし、上限を30,000円とする。
国際大会	別途協議を行う。		